

## 電気通信紛争処理委員会（第213回）

### 1 日時

令和3年7月27日（火）15時00分から15時58分

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎、  
三尾 美枝子（以上5名）

#### (2) 特別委員

青柳 由香、荒井 耕、大橋 弘、眞田 幸俊、白山 真一、矢入 郁子、  
葭葉 裕子（以上7名）

#### (3) 総務省総合通信基盤局電波政策課

企画官 柳迫 泰宏

#### (4) 事務局

事務局長 鈴木 信也、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 茅野 民夫

### 4 議題

#### (1) デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)

-全体概要(周波数の再割当制度の導入等を除く)-【公開】

#### (2) デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)

-周波数の再割当制度の導入等-【公開】

### 5 審議内容

#### (1) 開会【公開】

【田村委員長】 ただいまから、第213回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。  
皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにウェブ会議システムによる開催とさせていただきます。

本日は、委員の方5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名の方の御出席もいただいております。

ウェブ会議の要領につきましては、いつものとおりでございます。マイクとカメラにつきまして、通常はオフにさせていただきます。御発言の際にオンにして、お名前をおっしゃった上で御発言をお願いしたいと思います。御発言を希望される際には、ウェブ会議システムのチャット機能か口頭でお知らせいただきたいと思います。

傍聴につきましては、ウェブ会議システムでは画面上確認いただけませんが、音声のみお聞きいただいております。

本日は、議事に入ります前に、このたびの人事異動によりまして新しく当委員会事務局に転入されました鈴木事務局長、片桐参事官、岩迫調査専門官に一言御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【鈴木事務局長】** 7月1日付で事務局長を拝命いたしました鈴木信也でございます。よろしくお願いいたします。前職は、総合通信基盤局電波部長でございました。これから大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

**【片桐参事官】** 続きまして、電気通信紛争処理委員会事務局参事官を拝命いたしました片桐でございます。前職は、鈴木事務局長の下で電波部の基幹・衛星移動通信課長を務めておりました。今後とも何かとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【岩迫調査専門官】** 恐れ入ります。私、7月8日に電気通信紛争処理委員会事務局に配属になりました岩迫と申します。前職は、国際担当をしておりました。なかなか不慣れなところも多いかと思っておりますけれども、どうぞ御指導よろしくお願いいたします。

**【田村委員長】** ありがとうございました。まだ私もお目にかかってないのでけれども、これからいろいろとお世話になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2)議題1：デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)-全体概要(周波数の再割当制度の導入等を除く)-【公開】

**【田村委員長】** それでは、議事に入ります。本日は、公開の議事となっております。初めに議題1ですけれども、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)、その全体概要ということにつきまして、総合通信基盤局電波政策課の柳迫企画官から御説明をお願い

したいと思います。本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。それでは、柳迫企画官、よろしくお願いいたします。

【柳迫企画官】　ただいま御紹介いただきました電波政策課の柳迫と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 2 1 3 - 1 「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）－全体概要－」について御説明させていただきます。こちらの資料につきましては、今回、電気通信紛争処理委員会に関連する周波数の再割当制度の導入等を除いた内容をまずご紹介させていただきます。周波数の再割当制度の導入等につきましては、後ほど資料 2 1 3 - 2 でご紹介させていただければと思います。

それでは、資料 2 1 3 - 1 の 1 ページをご覧ください。デジタル変革時代の電波政策懇談会についてでございます。本懇談会につきましては、昨年 1 1 月から検討を開始しまして、本年 8 月頃に取りまとめの予定でございます。

検討項目としましては、大きく 3 点でございます。電波利用の将来像、デジタル変革時代の電波政策上の課題、デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策についてでございます。座長は早稲田大学の三友先生でございます。また、本懇談会の下には 2 つのワーキンググループがございます。1 つ目が公共用周波数等ワーキンググループで、公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施等を検討するものでございます。もう一つが移動通信システム等制度ワーキンググループでございまして、こちらにつきましては、電波の利用状況調査の在り方、そして、周波数の割当方策等について御議論いただいたところでございます。

2 ページを御覧ください。これまでの検討スケジュールでございます。6 月 2 8 日に第 8 回の電波政策懇談会を開催しまして、報告書（案）を取りまとめてございます。それから、7 月 2 日から 8 月 2 日までがパブリックコメントの期間でございまして、8 月に報告書の取りまとめについて御議論いただく予定になってございます。

3 ページを御覧ください。報告書（案）の目次でございます。第 1 章が電波利用の現況、第 2 章がデジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定、そして、第 3 章がデジタル変革時代の電波有効利用方策、大きくこの 3 つの章で構成されておりまして、報告書（案）の概要もこの 3 つの章に基づいて御説明させていただきます。

4 ページを御覧ください。最初に、第 1 章、電波利用の現況についてでございます。

5 ページを御覧ください。電波利用システムの変遷につきまして、1 9 5 0 年代は公共

分野におけるVHF帯などの低い周波数帯の利用が中心でございました。それが、電波利用技術の高度化や通信の大容量化に伴いまして、高い周波数帯域の利用へ今拡大しているところでございます。今後は、異なる無線システム間において時間的・空間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用技術を活用することにより、電波の有効利用を促進することが必要としております。

5ページの下に行きまして、移動通信システムの発展についてでございます。現在、携帯電話とBWAの契約数は1億9,446万契約になっております。移動通信システムにつきましては、5Gやローカル5G、Beyond 5Gなど、需要の増大やニーズの多様化・高度化とともに進化を続けておりまして、超高速化・大容量化等が進展しているところでございます。

6ページを御覧ください。ここからが第2章、デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定についてでございます。

7ページを御覧ください。第2章の1点目として、デジタル変革時代の到来及びSociety5.0の実現についてでございます。こちらでは、まずデジタル化を加速する技術がこれからSociety5.0時代に向けて重要な役割を果たすとしております。具体的な技術がこの資料に書かれておりまして、順番に説明していきますと、無線通信の大容量化ということでテラヘルツ帯を用いた通信など、カバレッジの拡張につきましては衛星コンステレーション・HAPSなど、ネットワークの大容量化につきましてはマルチコアファイバーなどの技術がございます。また、仮想化やネットワークスライシング、こういったものがこれから無線通信の分野で期待されている技術でございます。

8ページを御覧ください。第2章の2点目として、社会情勢などの変化についてでございます。新型コロナウイルス感染症を一つのきっかけにデジタル化が加速しております。そういった中で、ワイヤレスは、リモートや遠隔制御といったところで、社会経済の持続性に貢献していると言えます。下の表を見ていただきたいのですが、今回、報告書(案)では3つのカテゴリーに分けまして、デジタル化の例とワイヤレス利用の例を整理してございます。

9ページを御覧ください。第2章の3点目として、電波利用の将来像についてでございます。ワイヤレス技術がますます発展しまして、特に5Gでは、これまでのスマホの延長ではなく、あらゆる産業用途での利用が期待されているところでございます。そういった中で、これから産業・社会のワイヤレス化が進むと予想され、電波の役割は今後一層重要

になってきます。今回、デジタル変革時代に向けて、将来のユースケースやネットワーク要件などを踏まえまして、次世代を支えるシステムを下の7つに分類してございます。この7つのシステムのうち、今後、特に帯域を必要とする4つの次世代の電波システム、赤枠で囲ったところでございますけれども、次世代モビリティ、衛星通信・HAPS、5G・Beyond 5G等携帯電話網、IoT・無線LAN、この4つの次世代の電波システムについて、今回、帯域確保の目標を設定したところでございます。

それが10ページにまとめられてございます。第2章の4点目として、帯域確保の目標設定についてでございます。この4システムにつきまして、システムごと、また、3つの周波数帯ごとに分類してございます。これにつきまして、2025年度末までに合計でプラス約16ギガヘルツ幅、また、将来のBeyond 5Gなどの実現も踏まえまして、2030年代までに合計でプラス約102ギガヘルツ幅の帯域確保の目標を新たに目指すこととしてございます。特に周波数帯を見ていただきたいのですけれども、6ギガヘルツ帯までというところと、6ギガヘルツから30ギガヘルツ帯までというところは、大体周波数の割当てが行われてきているところでございますので、こちらにつきましては、今後は主に周波数の再編や共用といった形で帯域の確保をしていくことになると考えてございます。また、30ギガヘルツ幅を超える高い周波数帯につきましては、まずは、未利用の周波数帯の活用を進めていきたいと考えています。そして、高い周波数帯の活用が進んでいきますと、2030年代末までというところで、こちらの周波数につきましても再編や共用を促進しながら、帯域の確保を図っていきたいというものでございます。

11ページを御覧ください。ここからが第3章、デジタル変革時代の電波有効利用方策についてでございます。

12ページを御覧ください。1点目として、デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及についてでございます。まず、(1)5G・ローカル5Gなどの普及についてでございます。5Gにつきましては、2020年3月に商用サービスが開始されたところでございます。総務省では、昨年12月にICT地域展開マスタープラン3.0を策定しまして、2023年度末までに当初計画の4倍となる約28万局の基地局の整備を目標としてございます。また、2023年度末までの5Gの地域カバー率は98%の見込みでございまして、世界最高水準の5Gの通信環境の実現を目指していくことが必要としてございます。

また、5Gでは高い周波数帯となり、電波が飛びにくいという特性もございますので、

特に条件不利地域などではインフラシェアリングの活用がこれから重要になってきます。そのための共同整備の場合の補助スキームや、インフラシェアリングに係るルール整備に向けた検討を進めることが適当としてございます。

ローカル5Gにつきましては、スポット的に工場など自営で利用するものでございまして、最初の再免許を迎える2025年頃に向けて、自己土地以外の広域利用に関する検討を進めていくことが適当としております。また、ローカル5Gで使われている帯域がミリ波とSub6の2つがございまして、特にSub6はミリ波に比べて電波が飛びやすいという特性もございまして、こうした特性も踏まえ、自己土地優先の原則につきましては、ローカル5G導入ガイドラインの改定も含め、今後検討していくことが適当としています。

12ページの一番下のポツにございまして、電波の安全性に関する周知・広報の在り方について議論がございました。これから5G、Beyond 5G時代に即して見直しをしていく必要もございまして、諸外国の動向も踏まえながら、利用者が電波の強度を分かりやすく確認できるよう、標準的な測定方法や測定・公開の仕組みを検討していくことも必要としてございまして。

13ページを御覧ください。(2) Beyond 5Gなどに係る研究開発及び知財標準化の促進についてでございます。総務省では、昨年6月にBeyond 5G推進戦略を公表し、現在、戦略を実施しているところでございまして。ポイントは、1ポツ目と2ポツ目にございまして、Beyond 5Gの研究開発や知財・標準化、国際共同研究などにつきまして、電波利用料を活用していくことが必要というものでございまして。また、3ポツ目にございまして、Beyond 5Gではテラヘルツ波の活用が期待されているところでございまして。テラヘルツ波につきましては、電波が飛ばないという特性もございまして。このような高周波数帯につきまして研究開発をするのであれば、電波が飛ばない特性から混信のおそれがその分低いということも踏まえまして、実験試験局の免許手続の緩和に向けた検討を進めていくことが適当としてございまして。

このページの下は、(3) ダイナミック周波数共用の推進についてでございます。現在、2.3ギガヘルツ帯のダイナミック周波数共用について検討を進めているところでございまして、令和3年度中に実用化を図ることが必要としてございまして。

14ページを御覧ください。(4) 無線ネットワークのオープン化・仮想化への対応についてでございます。オープンな基地局と書いていますけれども、従来の基地局のベンダーロックインから解放されることや、サプライチェーンリスクを解消する手段として期待さ

れています。このオープンな基地局を推進するために、テストベッドの実現について検討することが必要としています。また、5Gネットワークのオープン化・仮想化の取組の海外展開につきましても、集中的に支援していく取組が必要としています。

(5) が深刻化する自然災害への対応についてでございます。防災関係機関が共同で利用する公共安全LTEの令和4年度からの運用本格化を目指し、実証などを推進していくべきというものと、放送につきましても、難視聴地域の解消、耐災害性強化などの取組を推進すべきというもの、また、スペースセルラーサービスということで、携帯の端末で地上の基地局からの電波と人工衛星からの電波を受信できるようになると、災害で地上の電波がつながらなくなったとしても、人工衛星からの電波で通信ができるという面で、災害時での活用も期待されているところでございます。こちらにつきましては、簡素な免許手続の実現につきまして具体的な方策を検討することが適当としています。

(6) のデジタル変革時代に求められるワイヤレス人材につきましては、無線従事者制度の現在の資格区分は平成2年に設けられたものでございますので、デジタル変革時代に合ったものへの見直しに向けた検討を行うことが必要としています。また、無線従事者の国家試験のオンライン化なども進めていくことが必要としてございます。

15ページを御覧ください。ここからが第3章の2点目として、周波数有効利用の検証及び割当ての方策についてでございます。

(1) がBWAの見直しについてでございます。まず、地域BWAについては、デジタルディバイドの解消や地域の公共サービスの向上など、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とする広帯域の移動無線アクセスシステムでございます。この地域BWAにつきましては、右の表の色のついているところが現在免許を受けている地域でございます。色のついてないところはまだ免許を受けてない地域でございます、空白もそれなりにあるところでございます。そういった中で、例えば5年後を念頭に、当該期間経過後においても利用されていない地域については、ニーズを把握した上で、例えば全国バンド化することなどを検討することが適当としています。また、BWAとLTE、5Gの技術的な違いもなくなってきているところでございますので、現行のBWAはデータ伝送を専ら行うサービスですが、付加的な位置づけとして音声利用についても認める方向で検討することが必要としてございます。

(2) の周波数再編の取組につきましては、再編の場合は既存のシステムの引っ越しなど周波数の移行が発生しますけれども、異なるシステム間のダイナミック周波数共用を推

進すれば、こういった移行も発生しません。そうした周波数共用の推進と周波数の移行、再編を、国際的な調和を取りながら、計画的かつ着実に進めていくことが必要としています。

(3) が周波数の経済的価値を踏まえた割当て手法ということで、令和元年の電波法改正で特定基地局開設料制度が導入されてございます。こちらにつきましては、まず本制度を着実に運用し、運用状況をしっかり検証していくことが必要としています。また、オークション制度につきましては、諸外国の動向やメリット・デメリットも踏まえ、引き続き検討していくことが適当としています。特に検討に当たりましては、今後、オークション制度のデメリットとされている事項、具体的には落札額が高騰し、インフラ整備や料金の高騰を招くような懸念がございまして、こういったことに対して諸外国がどのように対応しているのかも含めまして、具体的かつ総合的な事例調査を行うことが必要としてございます。

16ページを御覧ください。ここからが第3章の3点目として、公共用周波数の有効利用方策についてでございます。まず、(1) 公共用周波数の利用状況の検証についてでございます。右の表を御覧ください。公共用周波数等ワーキンググループで関係省庁にヒアリングを行いました。この中で、右上の赤色の文字で書いた部分ですけれども、①から⑨が他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムになります。今回のヒアリングを踏まえ、今後の方向性として廃止、周波数共用や移行という形で整理しまして、これにより全体として約1,200メガヘルツ幅を新たに確保し、5Gや無線LANなどのサービスで利用できる見込みでございます。

また、(2) 公共業務用無線局のデジタル化などに係る検討の推進につきましては、アナログ方式を用いるシステム、青色のところですが、①から②までのシステムがございまして、こちらにつきましても、デジタル化、廃止といった形で今回整理されているところでございます。

17ページを御覧ください。(3) 電波の利用状況調査などにおける継続的な評価の実施としまして、令和元年の電波法改正で有効利用されていない公共業務用無線局から電波利用料を徴収する制度も導入されたところでございますので、PDCAを回しながら、電波の利用状況の調査・評価をしっかりと実施していく必要があるというものでございます。

18ページを御覧ください。第3章の4点目として、デジタル変革時代における電波の監理・監督についてでございます。



この中で、(1) 端末免許手続の緩和につきましては、どのような免許手続の緩和が実現できるか検討していくことが適当というものでございます。

(2) につきましては、無線局免許の手続に係るさらなるデジタル化を進めていく、また、無線局の免許状のデジタル化、免許申請手数料などのキャッシュレス化を進めることが必要としています。

(3) 技術基準不適合無線機器の流通抑止につきましては、昨年12月に技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドラインを策定したところでございます。このガイドラインの取組状況をしっかりフォローアップしまして、状況次第では既存の制度を抜本的に見直すことなども視野に入れて検討していくものでございます。

(4) が新たに利用されるミリ波帯などの電波監視についてでございます。5Gにおける電波の特徴に応じて、受信アンテナや測定機の導入など監視手法を確立していくということと、5Gの帯域は伝搬距離が短いため、移動監視を中心とした監視体制の確立が必要としてございます。

19ページを御覧ください。第3章の5点目として、電波利用料制度の見直しについてでございます。(2)の電波利用料の用途についてでございます。先ほどBeyond 5Gのところでも御説明しましたけれども、Beyond 5Gに向けた研究開発や関係機関が行う研究開発の支援を効率的に実施するなど、こういったところへ電波利用料を充てていくということがポイントでございます。ただし、電波利用共益事務の総費用については、現在の規模750億円を維持することが適当としてございます。

以上、全体像の概要でございます。よろしく申し上げます。

【田村委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、委員の方のほうから御質問等はございますでしょうか。それでは、荒川委員、どうぞ。

【荒川委員長代理】 貴重なお話をどうもありがとうございました。

私は、帯域がどのぐらい空いているかが気になるのですけれども、さきほど1,200メガヘルツ分は空くという話でしたが、ほかにもたしか16ギガヘルツのところと、もっと上のほうでも必要という話でした。たしか資料の10ページでしょうか。

【柳迫企画官】 はい。10ページになります。先生がおっしゃったのは、10ページと16ページのところかと思います。

【荒川委員長代理】 はい。これは、2025年度末までに16ギガヘルツ幅が必要ということですか。

【柳迫企画官】      こちらにつきましては、今回、電波利用企業、電波関係企業にアンケートをしまして、実際に電波利用のニーズを調査させていただきました。このような電波利用のニーズの調査結果や、国際的な周波数の動向なども踏まえまして、今回、帯域確保の目標設定をしたものでございまして、特に帯域を必要とする4システムにつきまして、2025年度末までに合計でプラス約16ギガヘルツ幅の新たな帯域確保を目指すという目標を設定したものでございます。

【荒川委員長代理】      先ほどの16ページは、新たに1,200メガヘルツ幅は空けられるという話でしょうか。

【柳迫企画官】      16ページにつきましては、右の表の他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムということで、表にございます①から⑨のシステムにつきまして、今回のヒアリングの結果で廃止や周波数共用、周波数移行することによって新たに約1,200メガヘルツ幅を確保できるというものでございます。

【荒川委員長代理】      そうすると、16ギガヘルツの幅は確保できるのでしょうか。

【柳迫企画官】      10ページの16ギガヘルツ幅は、これよりももっと広い概念でございまして、既存システムの再編やシステム間の共用など、そういったものを全体として行いながら、4つのシステムについて、新たに2025年度末までにプラス約16ギガヘルツ幅の確保をこれから目指していこうという目標設定でございます。

【荒川委員長代理】      分かりました。それはこれから目指すというお話ですね。

【柳迫企画官】      はい。

【荒川委員長代理】      ありがとうございました。

【柳迫企画官】      ありがとうございます。

【田村委員長】      ほかに御質問はいかがでしょうか。それでは、特に御質問がないようでございますので、議題1につきましてはこの程度にさせていただきます。

(3)議題2：デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)-周波数の再割当制度の導入等  
-【公開】

【田村委員長】      続きまして、議題2に入りますけれども、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)のうち、周波数の再割当制度の導入等につきまして、同じく柳迫企画官に御説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【柳迫企画官】      それでは、資料213-2「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)」のうち、電気通信紛争処理委員会に関係する周波数の再割当制度の導入等について

て御説明させていただきます。

1 ページの目次は先ほどと一緒にございます。今回御紹介させていただくものは、第3章のデジタル変革時代の電波有効利用方策の2点目、周波数の有効利用の検証及び割当ての方策の中の一部でございます。

2 ページを御覧ください。まず、考え方としまして、(1) 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係について考え方を整理したものでございます。公正競争の確保により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用の目的である公共の福祉を増進することにつながると考えられるというものでございます。また、周波数の割当てに当たっては、公正競争の確保につながる取組を評価項目に引き続き盛り込み、必要に応じて新規参入を優遇する仕組みなどを導入することが適当としてございます。

3 ページを御覧ください。ここからが、(2) 周波数の再割当制度の導入についてまとめたものでございます。携帯電話等の周波数につきましては、現在、特定基地局開設計画の認定制度がございます。開設計画の認定を受けた事業者が、認定の有効期間中、現在は5年間ですけれども、無線局免許の排他的申請権を付与されることとなります。

現状、認定の有効期間が終了した後も、事実上再免許を繰り返して同じ事業者が周波数を利用し続けているという実態がございます。これについての課題としましては、周波数の有効利用が不十分であっても継続的に周波数を利用できてしまうことと、既存の免許人以外の事業者が新たに割当て済みの周波数獲得に手を挙げようとしても、手を挙げるできないといったことがございます。そうしたことも踏まえまして、今回、例えば、既存免許人の電波の有効利用が不十分であると認められる場合や、競願が発生する場合などは、既存免許人の周波数の使用期限を設定した上で、周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要とまとめてございます。

ただし、この仕組みを導入する目的はあくまで公平に周波数獲得の機会を付与する、つまり、手を挙げる機会を付与して、対等に競争する場を提供することであり、周波数保有の結果の平等までを求めるものではないことに留意する必要があります。また、いわゆるプラチナバンドにつきましては、今回議論があったところでございますけれども、例外的な、特別な扱いとするのではなく、どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備することが適当とされてございます。

真ん中の図を御覧いただきたいと思います。今回、周波数の再割当てをするケースとし

て①、②、③の3つを例示してございます。1つ目は電波の有効利用が不十分な場合で、再割当てを行うことによって、もっと電波を有効利用する人がいるかどうか競争していただくというものでございます。2つ目は競願が発生する場合ということで、既存免許人よりも電波の有効利用が可能であることを主張する事業者が現れた場合を想定しております。①のケースは、既存免許人の電波の有効利用が不十分であることが必要ですけれども、②のケースは既存免許人の電波の有効利用が不十分であるかどうかは問わないというものでございます。③につきましては、例えば、移動通信システムの世代交代のタイミングなどで周波数の再配置を行う必要がある場合などを想定してございます。

また、議論の中では、特に既存免許人の方々からは、予見性を確保することが大事だという御意見がございました。それゆえ、再割当てを行う場合は、電波監理審議会に諮問するなど、透明性を確保しつつ、公正中立に手続を進めるとともに、現行の特定基地局開設計画の認定の有効期間をより長期間に見直し、排他的に周波数を利用できる期間が延びることによって、一定の予見性の確保や投資コストの回収につながると考えられるものでございます。

4ページを御覧ください。周波数の再割当て制度を今後運用した場合に想定されることとして、既存免許人の方が再割当てを受ければそのまま周波数を利用することができますけれども、既存免許人以外の方が再割当てを受ける結果になった場合は、新たな認定開設者に周波数が移行することになりますので、その場合の周波数の移行期間と円滑な移行方法がポイントになります。

最初に、①の移行期間についてでございます。移行期間につきましては、個別の案件ごとに移行工事の内容や既存免許人の利用者への影響などが異なることから、一律に移行期間を設定するのではなく、個別の案件ごとに開設指針の中に設定することが必要というものでございます。

次に、②の円滑な移行方法についてでございます。まず、円滑な移行方法として終了促進措置の活用がでございます。終了促進措置につきましては、従来、異なる無線局を対象とした周波数の再編において、新たな認定開設者が周波数の移行に必要な費用を負担して、既存無線局の周波数を使用期限より前倒しして使用を終了し、早期に周波数移行を完了させるものでございます。今回は、この終了促進措置を再割当て制度にも導入しようとするものでございますけれども、割当て済みの周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合は、同種の無線局を対象としたものであっても、早期の移行ニーズが

あれば、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当としています。

ただし、既存免許人と新たな認定開設者の双方が終了促進措置を活用しようとしても、モバイル市場で競争関係にある移動通信事業者同士が協議することになりますので、終了促進措置の協議が調わない場合も想定されます。そのため、こうした場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要というものでございます。ここが今回の大きなポイントになります。

5 ページを御覧ください。(4)の電波の利用状況調査の改善についてでございます。今回、再割当ての一つのケースとしまして、既存免許人の電波の有効利用が不十分な場合ということで、再割当てと電波の利用状況調査をリンクさせることが必要になります。そのための帯域別の評価指標ということで、これまでは基地局のカバレッジと通信速度の向上などに資する技術の導入がございましたけれども、今回は、帯域別トラフィックを設けることを検討することが必要としています。また、利用状況調査の結果と再割当てをリンクさせるためには、客観的な基準を定め、絶対評価を導入することが必要としてございます。

6 ページを御覧ください。いわゆるプラチナバンドの個別の課題につきまして、今回、電波政策懇談会の移動通信システム等制度ワーキンググループの中でも、各事業者を交えて御議論があったところでございまして、移行費用や費用負担の在り方、移行期間など、個別の課題について整理したものでございます。こうした個別の課題につきましては、電波政策懇談会の報告書の中でも、本年夏から早急にさらなる検討の深掘りを行うことが必要とされているところでございます。

あと、7 ページは御参考ですけれども、現在の携帯電話事業者の周波数の割当ての流れをまとめたものでございます。

また、8 ページも同じく御参考でございまして、現在の周波数の割当て状況をまとめたものでございます。

9 ページは、今回の電波政策懇談会の報告書(案)の該当箇所を抜粋したものでございます。

以上、周波数の再割当て制度の導入等について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

**【田村委員長】** ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、委員の方々のほうから御質問等ありましたら、どうぞ。それでは、小塚委員、どうぞ。

**【小塚委員】** 小塚です。詳しい御説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

した。紛争処理委員会の役割があるとお聞きすると、何かこうびりっと背筋が伸びますけれども、お伺いしたい点について、2つに分けてお聞きします。

第1点は、案件があっせん・仲裁の申請という形で持ち込まれたときの判断のよりどころがあるのかどうかということです。もちろん究極的に言えば、電波法の目的である公共の福祉にかなうということがよりどころだと思いますが、それは非常に抽象的なものですので、具体的に例えば終了する側はこういうことは協力しなければならないとか、こういうことについては移行を受ける側からも協力する必要があるとか、費用の提供との関係でこの程度の協力になるとか、そういう目安のようなものが既に議論されていたり、あるいは今後そういうものを議論していくという御予定があるのか、それとも案件ごとに、個別に全ての事情を考慮して紛争解決を図っていくことになるのかというのが御質問の第1点です。

第2点は、恐らくそれと関係すると思うのですが、この資料には移動通信事業者同士が協議することになると書いてありまして、その場合はもちろん非常に深刻な状況になることはよく分かりますが、この制度は移動通信における周波数の再割当てに限った形になっていくのか、それとも、現在は顕在化していないと思いますが、例えば前半でお話いただいたような、ローカル5Gを実施しようという事業者が2社あって、周波数を取り合うというか、そういう紛争も想定しようと思えばできるわけで、そういう意味で、非常に一般性のある制度になるのか、それとも移動通信という問題に限定した制度になるのか、その点についても教えていただければと思います。

以上です。

**【柳迫企画官】** ありがとうございます。1点目のあっせん・仲裁の申請があった場合の判断の目安について、終了促進措置は、電波の有効利用という観点から、新しい方に早く電波を使っていたほうが有効利用に資するという考え方に基づいて、活用されるものでございます。まず、移行コストが妥当なのか、どのように判断するかといった点がポイントになります。次に、移行コストはある程度算出することができたとしても、前倒しの期間をどのように考えるのかというところがなかなか難しい点だと考えています。幾らコストを払えばどれだけ前倒しできるのかという点が協議の合意点を見いだすに当たっての課題と考えております。

2点目は、終了促進措置の対象範囲についての御質問と理解しました。これまで、終了促進措置につきましては、異なるシステム間の周波数再編で採用されてきたところござ

います。今回は、それに加えて、新たに開設指針で割当てを行う携帯電話や全国BWAなどを念頭に置いたものでございます。周波数の再割当制度が導入されれば、同種の無線局同士の周波数移行に向けた協議が行われることになる点が今回の新しい要素と考えております。そして、特に同種の無線局同士の協議という点で、特に携帯電話ですとモバイル市場における競争関係にある事業者同士ということで、お互いが終了促進措置を活用しようという意思があっても、競争関係、ライバル同士ということになりますと、協議がなかなかうまく進まない場合も想定しておりまして、そこで、今回、協議が調わない場合は電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入しようというものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

【小塚委員】 どうもありがとうございました。非常に明快だったと思います。前半については、もちろん委員会としては、制度の下で生じてきた案件には対処するということになりましたが、何らかの一般的な基準があったほうが確かに納得感のある解決はしやすいと思いますので、ひとつ御検討のほどよろしく願いいたします。

【柳迫企画官】 ありがとうございます。

【田村委員長】 小塚委員、ありがとうございました。それでは、次に眞田委員、どうぞ。

【眞田特別委員】 御説明どうもありがとうございました。今後の議論なのかもしれませんが、6ページの個別課題に関する主な意見を拝見していると、各社様の御意向によって移行に対する技術的な対処法が幾つか見えていて、それによって移行期間もかなり変わっているように見受けられるのですが、個別の案件とはいえ、双方が違う技術、手法をもってして移行したいという話になると、その時点でかなり難しい問題が出てくる気がするのですが、ある程度モデルケースのような移行手段、技術的な移行手段、あるいは技術的な対応法についても御検討される予定なのでしょうか。

【柳迫企画官】 ありがとうございます。まさに先生が今御指摘の点がこれから重要なポイントだと思っております。報告書（案）にも本年夏から早急にさらなる検討の深掘りを行うことが必要と書かれておりまして、今後の深掘り検討を行う場でそういった技術的な課題も含めてしっかりと整理していくことになるかと考えているところでございます。

【眞田特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、ほかの委員の方はいかがでしょうか。チャットを見る限り、

特に御質問はないと思われまので、この議題につきましても以上にさせていただきたい  
と思います。柳迫企画官におかれましては、お忙しい中誠にありがとうございました。御  
退出いただいて結構でございます。

【柳迫企画官】 どうもありがとうございました。失礼します。

(柳迫企画官 退出)

【田村委員長】 以上で予定された議題は終了となります。傍聴者の皆様は、恐縮でござ  
いますが、御退出ということになります。

(傍聴者退出)

(4)閉会【非公開】